

一宮市本人通知制度登録（新規・更新）申請書

あて先 一宮市長

一宮市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要綱第4条第1項（第5条第4項）の規定に基づき、次のとおり登録を申請します。

申請者	ふりがな		申請日	平成	年	月	日
	氏名		生年 月日	<input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 西暦 年 月 日			
	住所	〒 _____ - _____ <input type="checkbox"/> 一宮市					
	電話番号	_____ - _____	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> その他				
	区分	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 15歳未満の方の法定代理人 <input type="checkbox"/> 成年後見人 <input type="checkbox"/> その他の代理人					

事前登録者	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ（本籍が一宮市の場合は、本籍欄のみ記入してください。）							
	ふりがな		生年	明治	大正	昭和	平成	西暦
	氏名		月日	年 月 日				
	住所	〒 _____ - _____ <input type="checkbox"/> 一宮市						
	電話番号	_____ - _____	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> その他					
	通知項目	<input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 戸籍 <input type="checkbox"/> 戸籍の附票						
※ 本籍	愛知県一宮市 (筆頭者： _____)							

※通知項目に戸籍又は戸籍の附票がある場合には、本籍を記入してください。

- (注) 1 太枠内に必要事項を記入し、該当する□にレ点を付けてください。
 2 申請の際に、次に掲げる書類を提示してください。
 (1) 申請者が本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券、個人番号カード等）
 (2) 法定代理人による申請の場合は、併せてその資格を証明する書類（戸籍謄本等）
 (3) 法定代理人以外の代理人による申請の場合は、併せてその旨を証明する書類（委任状等）

※以下の欄は、市担当者が記入します。

申請者の本人確認	受付	名簿登録	入力(住民)	入力(戸籍)	入力(附票)
<input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 住基カード(写真付き) <input type="checkbox"/> 在留カード等 <input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> その他(_____)		/			
	備考	登録者名簿番号： _____			

本人通知制度について

本人通知制度とは

本制度は、住民票の写し、戸籍謄抄本、戸籍の附票の写し（以下「住民票の写し等」という。）を本人等の代理人又は第三者に交付した場合、事前に登録された方（以下「登録者」という。）に対し、その交付の事実を登録者本人に郵送でお知らせする制度です。

- 本制度を申請された場合は、コンビニエンスストアで登録者を含む住民票の写し、戸籍謄抄本、戸籍の附票の写しの証明書発行サービスはご利用いただけません。

登録期間について

- この申請の登録期間は、登録の申請があった日の翌日を初日として3年間です。

登録期間満了日 年 月 日

※ 登録期間満了日までに更新の申出がない場合は、登録期間満了日の翌日に登録が抹消されますので、あらかじめご了承ください。（登録の期間満了日に関する事前連絡は行いません。）

- 登録期間満了後も引き続き登録を希望する場合は、更新の申請が必要です。
- 更新の申請は、登録期間満了日の30日前から可能です。

登録内容の変更・廃止について

- 氏名、住所その他の登録内容に変更が生じた場合は、その都度登録内容の変更の届出が必要です。届出がない場合は、登録を抹消します。
- 登録廃止の届出を行った場合又は国内に住民登録がなくなった場合（国外転出、職権消除、死亡、失踪宣告等）は、登録期間満了日前であっても登録を廃止します。

一宮市住民票の写し等交付に係る本人通知書について

- 一宮市住民票の写し等交付に係る本人通知書は、本人通知の対象とした住民票の写し等を本人等の代理人又は第三者に交付した場合に、登録者本人宛に通知します。

【次の請求は通知の対象となりません。】

- (ア) 登録者本人、同一世帯員からの住民票の写しの請求
- (イ) 登録者本人、同じ戸籍に記載されている方又はその配偶者、直系の尊属卑属からの戸籍謄抄本の請求
- (ウ) 国又は地方公共団体からの請求

- 一宮市住民票の写し等交付に係る本人通知書には、交付年月日、交付証明書の種別（住民票・戸籍の附票・戸籍）、交付通数及び交付請求者の種別（代理人・第三者）が記載され、住民票の写し等の交付を受けた者の氏名等は記載されません。
- 第三者がした申請書の閲覧等を希望する場合は、「一宮市個人情報保護条例」に基づく開示請求をしていただくこととなります。